水質関係第１種公害防止管理者試験
1490500008　1490500010　1490500012
1490500014　1490500018　1490500024
1490500025　1490500026　1490500032
1490500034　1490500038　1490500044
1490500046　1490500047　1490500051
水質関係第２種公害防止管理者試験
1490600004
水質関係第３種公害防止管理者試験
1490700001　1490700004　1490700005
1490700007　1490700011
水質関係第４種公害防止管理者試験
1490800026　1490800053　1490800056
騒音・振動関係公害防止管理者試験
1490900003　1490900004
一般粉じん関係公害防止管理者試験
1491100005
ダイオキシン類関係公害防止管理者試験
1491200005
公害防止主任管理者試験
1491300001　1491300002　1491300004
1491300005

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成26年12月15日　北海道教育委員会
１　失効した免許状
氏名　原田　佳幸　本籍地　北海道
⑴　免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日
①　中学校教諭１種免許状、家庭、平20中一種第1119号、北海道教育委員会、平成21年３月18日
②　高等学校教諭１種免許状、家庭、平20高一種第1452号、北海道教育委員会、平成21年３月18日
③　特別支援学校教諭１種免許状、知的障害者・肢体不自由者・病弱者、平20特支一種第0167号、北海道教育委員会、平成21年３月18日
２　失効年月日　平成26年11月５日
３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢推定10歳代後半～20歳代後半の男性、身長推定169㎝前後、着衣・所持品はジャンバー（茶色）、ズボン（茶色）、靴下（灰色）

上記の者は、平成26年７月26日午後５時00分頃、埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ケ崎1875番地齋藤方北側林内の木の根元部分に頭蓋骨で発見された。死亡日時は平成25年と推定され、死因は不詳である。遺体は火葬に付し、遺骨は市営霊園に保管してあります。心当たりの方は、当市岩槻区福祉課まで申し出てください。
平成26年12月15日
埼玉県　さいたま市長　清水　勇人

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性
上記の者は、平成26年10月５日熊本市中央区桜町１番25号桜町ハイム西側敷地内にて発見され死因は多発外傷。
身元不明につき熊本市が火葬に付し、遺骨を保管しています。心当たりのある方は、熊本市保護管理援護課まで申し出てください。
平成26年12月15日
熊本県　熊本市長　大西　一史

無縁墳墓等改葬公告

九州横断自動車道延岡線（嘉島～山都）新設工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
平成26年12月15日　熊本県山都町
１．墳墓等所在地　熊本県上益城郡山都町北中島字冷水1086－２
１．墳墓等の名称　不詳
１．死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名全て不詳　15基
１．改葬を行おうとする者　熊本県上益城郡山都町浜町６番地　山都町長　工藤　秀一

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による彦根長浜都市計画事業米原駅東部土地区画整理事業の下記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項および第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記のとおり公告します。
平成26年12月15日
彦根長浜都市計画事業
米原駅東部土地区画整理事業
施行者　米原市
代表者　米原市長　平尾　道雄
記
１　書類の送付を受けるべき者の住所および氏名
住所　滋賀県坂田郡米原町大字米原225番地
氏名　保証責任米原信用販売購買組合
２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、彦根長浜都市計画事業米原駅東部土地区画整理事業の換地計画において定められた事項について、別紙明細書および従前地位置図のとおり換地処分します。
教示１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、滋賀県知事に審査請求をすることができます。
２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、米原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、米原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　その他
なお、別紙明細書および従前地位置図は掲載を省略し、それらを滋賀県米原市米原177番地１米原警察署広報板において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十六年十二月八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十二月十五日
札幌市厚別区厚別中央二条五丁目四番一号
株式会社ドーコンモビリティデザイン
代表清算人　安江　哲

上記の者は、平成26年７月26日午後５時00分頃、埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ケ崎1875番地齋藤方北側林内の木の根元部分に頭蓋骨で発見された。死亡日時は平成25年と推定され、死因は不詳である。遺体は火葬に付し、遺骨は市営霊園に保管してあります。心当たりの方は、当市岩槻区福祉課まで申し出てください。
平成26年12月15日
埼玉県　さいたま市長　清水　勇人

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性
上記の者は、平成26年10月５日熊本市中央区桜町１番25号桜町ハイム西側敷地内にて発見され死因は多発外傷。
身元不明につき熊本市が火葬に付し、遺骨を保管しています。心当たりのある方は、熊本市保護管理援護課まで申し出てください。
平成26年12月15日
熊本県　熊本市長　大西　一史

無縁墳墓等改葬公告

九州横断自動車道延岡線（嘉島～山都）新設工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
平成26年12月15日　熊本県山都町
１．墳墓等所在地　熊本県上益城郡山都町北中島字冷水1086－２
１．墳墓等の名称　不詳
１．死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名全て不詳　15基
１．改葬を行おうとする者　熊本県上益城郡山都町浜町６番地　山都町長　工藤　秀一

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による彦根長浜都市計画事業米原駅東部土地区画整理事業の下記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項および第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記のとおり公告します。
平成26年12月15日
彦根長浜都市計画事業
米原駅東部土地区画整理事業
施行者　米原市
代表者　米原市長　平尾　道雄
記
１　書類の送付を受けるべき者の住所および氏名
住所　滋賀県坂田郡米原町大字米原225番地
氏名　保証責任米原信用販売購買組合
２　通知の内容
土地区画整理法第103条第１項の規定により、彦根長浜都市計画事業米原駅東部土地区画整理事業の換地計画において定められた事項について、別紙明細書および従前地位置図のとおり換地処分します。
教示１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、滋賀県知事に審査請求をすることができます。
２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、米原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、米原市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　その他
なお、別紙明細書および従前地位置図は掲載を省略し、それらを滋賀県米原市米原177番地１米原警察署広報板において掲示しています。

会社その他の公告

解散公告

当法人は、平成二十六年三月二十三日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十二月十五日
札幌市豊平区西岡四条七丁目八番一号チャンマンション西岡弐番館ウエストコート１Ｆ
特定非営利活動法人西岡総合型地域スポーツクラブ　清算人　小島まゆみ

解散公告

株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十二月十五日
福島県いわき市小名浜岡小名四丁目一番地の二
清算人　有限会社昌弘
後藤　和子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十二月十五日
茨城県つくば市谷田部四五一〇番地
特定非営利活動法人サカスグループ
清算人　齋藤　優子

解散公告

当法人は、平成二十六年十一月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年十二月十五日
茨城県那珂郡東海村大字舟石川一五八番地
舟石川コミュニティセンター内
一般社団法人東海村自治会連合会
代表清算人　黒羽根　弘一